

星降る中部高地の縄文世界

③ 日本遺産 広報用素材・写真作成及び広報媒体等 業務委託 仕様書

1 業務目的

日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」(以下、「星降る」)に認定されたストーリー、構成文化財、地域等の魅力を広報するための素材を企画し、制作する。

2 業務内容

(1) 構成文化財、ストーリー認定地域の魅力を伝える広報用写真の作成

- ・平成 30～31 年の 2 ヶ年における各年の写真の当初のテーマを決める。その上で各年の写真撮影場所と内容を提案する。
- ・極力自治体間での撮影箇所数の偏りがなく、中部高地エリアを検証するように企画すること。
- ・写真はプロを起用し、季節感を取り入れた写真の撮影も行うこと。
- ・写真は高画質、中画質、低画質の画質が異なる 3 種類を作成すること。
- ・高画質は 600dpi 以上無圧縮、中画質 300dpi 以上、低画質は 150 dpi 以上とすること。
- ・撮影箇所は構成文化財の史跡 11 箇所とし、納品枚数は史跡等 11 箇所合計 300 点とすること。

(2) 「星降る」を周知するポスターの企画・提案・印刷

- ・「星降る」をイメージするようなデザインとすること。
- ・ポスターは B2 版とし、印刷部数は 3,000 枚とする。
- ・広報用として、WEB ページに掲載すること。

(3) 「星降る」のストーリー及び構成文化財、認定地域の周知を図るためのリーフレットの企画・提案・印刷

- ・「星降る」のストーリー、構成文化財、構成地域、環境等の理解を進める内容であること。
- ・印刷サイズは提案すること。
- ・印刷部数は 70,000 枚。
- ・広報用として、WEB ページに掲載すること。
- ・(1)～(3) 及び看板、WEB 以外の新たな視点に立った広報用素材の企画製作。

(4) 「星降る」を効果的に広報するための素材の企画・提案・作成

- ・「星降る」を身近に感じるための広報用素材を提案すること。
- なお、平成 30 年度における甲信縄文文化発信・活性化協議会の方針により、観光ガイドアプリの提案は除く。

3 納品物

(1) 広報用素材の電子データ一式及び紙媒体一式を 20 部

- (2) 広報用写真の電子データ及び紙媒体一式を該当市町村及び県の部数
ただし、各写真にキャプションを付すこと。
- (3) ポスター及びチラシ及び電子データ
- (4) 実績報告書一式

4 納品場所

受託者と委託者で協議の上、決定する。

5 委託期間

契約の日から平成 31 年 3 月 20 日まで

6 その他

- (1) 写真素材及び広報用素材作成に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、使用权、公開権は一切、協議会に帰属する。
- (2) 使用する画像の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置を講ずること。
- (3) 本事業の実施については、協議会担当者会、ワーキンググループと協議する。
- (4) 画像等の使用に関する掲載許可等の許諾関係は受託者が手続きを行うものとする。
また使用料、掲載料等は契約額に含むものとする。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者で協議の上の決定すること。